

山添村木質バイオマス利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに木材利用の拡大による循環型社会の形成を図るため、村内の住宅等への木質バイオマスを燃料として使用する暖房機器（以下「木質バイオマス利用機器」という。）の購入及び設置に要する経費に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところとする。

- (1) 木質バイオマス 木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）をいう。
- (2) 住宅等 個人住宅、店舗、事務所、作業場その他これらに類するものをいう。
- (3) 薪 木（枝を含む）や木材の廃材を棒状に加工した固形燃料をいう。
- (4) 木質ペレット 間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉碎し、乾燥し、圧縮及び成型した木質の固形燃料をいう。
- (5) 薪ストーブ等 薪、製材端材等を燃料に使用するストーブ、ボイラー及び窯をいう。
- (6) ペレットストーブ等 木質ペレットを燃料に使用するストーブ及びボイラーをいう。
- (7) 木質バイオマス利用機器 薪ストーブ等及びペレットストーブ等並びに煙突その他の必要な附帯資材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者となる者は次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 村内に居住し、又は居住しようとする者、若しくは村内に事業所を有する事業者
- (2) 村内に住宅等を有する者又は新たに建築しようとする者
- (3) 村税等の滞納がないこと。
- (4) 山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (5) 過去にこの補助金の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、同一世帯において過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、木質バイオマス利用機器の購入及び設置に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を

上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 補助金の交付は、1世帯又は1事業者につき1台までとする。ただし、個人事業者が住居の用に供する部分と事業の用に供する部分のそれぞれに木質バイオマス利用機器を設置する場合にあっては、それぞれ各1台までの設置に要する経費について、補助金交付の対象とすることができる。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、山添村木質バイオマス利用促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 配置予定位置図
- (2) 購入及び設置に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (3) 導入機器のカタログ、仕様書等
- (4) 設置予定箇所の写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定に基づき、申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定に基づく補助金の交付を決定したときは、木質バイオマス利用促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)、不交付を決定したときは、木質バイオマス利用促進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)にて申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金の交付決定をした場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容の変更(軽微な変更は除く。)を必要とする場合は村長に山添村木質バイオマス利用促進事業変更承認申請書(第4号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の承認した場合に準用する。
- 3 同条第1項の軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 事業内容の著しい変更
 - (2) 補助対象経費の5%を超える変更

(事業の中止)

第8条 交付決定者は当該事業を取りやめようとするときは、速やかに山添村木質バイオマス利用促進事業補助金中止承認申請書(第5号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認し

たときは、山添村木質バイオマス利用促進事業補助金中止承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、完了の日から起算して1ヶ月以内又は年度内に山添村木質バイオマス利用促進事業補助金完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 設置後の写真
- （2） 施工業者等からの請求書の写し
- （3） 領収書の写し
- （4） その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 村長は、前条の規定に基づく完了報告書等の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は補助金を交付する。

- 2 村長は、前項の規定による審査について必要があると認める場合は交付決定者や施工業者等から報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山添村木質バイオマス利用促進事業補助金交付請求書（第8号様式）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を山添村木質バイオマス利用促進事業補助金取消し決定通知書（第9号様式）をもって取消しし、又は既に交付した補助金については山添村木質バイオマス利用促進事業補助金返還決定通知書（第10号様式）をもって全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 第6条第3項の規定に基づく、村長が付した条件に違反したとき。
- （3） その他村長が取り消し又は返還に該当すると判断したとき。

（広報等への協力）

第11条 補助金の交付を受けた者は、必要に応じ次の各号に定める内容について協力するものとする。

- （1） 広報紙や各種計画等への設置写真等の提供
 - （2） 広報紙や各種計画等への使用状況などにかかるインタビューやデータの提供
 - （3） その他村長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定により提供を受ける場合、個人情報に係る法令等を遵守するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則（令和8年3月山添村告示第21号）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。